

第2期つがる市
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

青森県 つがる市

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格と役割.....	3
(1) 計画の根拠法令等.....	3
(2) 計画の位置付け	4
(3) 計画の対象.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制	5
(1) 子ども・子育て会議の設置.....	5
(2) ニーズ調査の実施.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	9
1 人口の状況.....	9
(1) 人口推移	9
(2) 人口の構成.....	10
(3) 児童人口の推移	11
(4) 人口動態.....	12
2 世帯の状況.....	13
(1) 世帯数の推移	13
(2) 子どものいる世帯数の推移.....	13
3 婚姻、出生等の状況.....	15
(1) 婚姻、離婚の状況.....	15
(2) 未婚率の推移	15
(3) 出生数.....	16
4 就業の状況.....	17
(1) 就業者数・就業率の推移.....	17
(2) 産業分類別就業状況.....	17
(3) 年齢別就業状況	18
5 教育・保育の状況.....	19
(1) 保育所・認定こども園の状況.....	19
(2) 幼稚園の状況	21
(3) 児童館の利用者数の状況.....	21
(4) 子育て支援センター利用者数の状況	21

(5) 放課後児童クラブ利用者数の状況	22
6 小学校・中学校の状況	23
(1) 小学校	23
(2) 中学校	23
7 ニーズ調査の概要	24
(1) 子育てのしやすさについて	24
(2) 家庭の暮らしの状況について	24
(3) 母親の就労状況について	25
(4) 「教育・保育サービスの利用状況（年齢区分）」について	25
(5) 「教育・保育サービスの利用状況（施設・サービス区分）」について	26
(6) 放課後児童クラブについて	26
(7) 子どものことに関する悩みについて	27
(8) 保護者自身に関する悩みについて	28
(9) 育児・子育てに関する相談先について	28
第3章 子ども・子育て支援事業計画の評価	31
1 子ども・子育て支援事業計画の評価	31
2 今後の課題	32
(1) 幼児期の教育・保育施設の充実に関して	32
(2) 子ども・子育て支援施策の充実に関して	32
(3) 専門性の高い支援の充実に関して	32
第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	35
1 基本的な視点	35
(1) すべての子どもの幸せの視点	35
(2) 保護者の成長を支援する視点	35
(3) 地域全体での子育ての視点	35
2 計画の基本理念	36
3 計画の体系	37
第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業	41
1 子ども・子育て支援制度の概要	41
2 教育・保育提供区域及び支給認定区分	42
(1) 教育・保育提供区域の考え方	42
(2) 支給認定区分	42
第6章 施策の展開	45
基本目標1 幼児期の教育・保育施設の確保	45
1-1 ニーズに対応した教育・保育施設の確保	45

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策.....	45
(2) 産休・産休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	46
1-2 教育・保育の一体的提供の推進.....	47
(1) 認定こども園への移行.....	47
(2) 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進.....	47
1-3 教育・保育施設の質の向上.....	47
(1) 職員配置の充実.....	47
(2) 職員研修の充実.....	47
(3) 安全・快適な施設・設備の整備.....	47
(4) 地域の子育て支援機能の強化.....	47
1-4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	48
基本目標2 子ども・子育て支援の充実.....	49
2-1 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	49
(1) 利用者支援事業.....	49
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	49
(3) 妊婦健康診査.....	49
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	50
(5) 養育支援訪問事業.....	50
(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）.....	50
(7) 子育て短期支援事業.....	51
(8) ファミリー・サポート・センター.....	51
(9) 一時預かり事業.....	51
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	52
(11) 延長保育事業.....	53
(12) 病児保育事業.....	53
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	54
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	54
2-2 地域ぐるみの子育て支援の推進.....	55
(1) 相談体制・情報提供の充実.....	55
(2) 子育て支援のネットワークづくり.....	56
(3) 子どもの居場所の確保.....	56
2-3 経済的負担の軽減.....	57
2-4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進.....	58
(1) 働き方の見直しの促進.....	58
(2) 仕事と子育ての両立に向けた保育サービスの充実.....	59
基本目標3 専門性の高い支援の充実.....	60
3-1 児童虐待防止対策の充実.....	60
(1) 虐待の発生予防.....	60

(2) 虐待の早期発見・早期対応の推進	61
(3) 関連機関との連携強化	61
3-2 ひとり親家庭の自立支援の推進	62
(1) 子育て・生活支援の充実	62
(2) 各種制度・相談窓口の周知	62
3-3 障害児支援の充実	63
(1) 障害の早期発見及び早期療育の推進	63
(2) 障害のある子どもに対する教育・保育の充実	63
(3) 障害福祉サービス等の充実	64
3-4 子どもの貧困対策の推進	65
第7章 計画の推進	69
1 計画の推進体制	69
(1) 庁内関係各課の連携した取組の推進	69
(2) 県・近隣自治体・関係機関との連携	69
(3) 市民や地域との連携及び推進体制の整備	69
2 計画の達成状況の点検・評価	69
(1) PDCAサイクルによる評価と進行管理	69
(2) 計画の進捗管理・達成状況の公表	69
資料編	73
1 つがる市子ども・子育て会議条例	73
2 つがる市子ども・子育て会議委員名簿	75

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

国においては、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、社会情勢の変化を受け、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指して、平成27年3月に「(第1期) 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

その後も全国的に少子化が進行する中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速しており、県、市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、第1期計画が終期を迎えたことにより、本市の子育て環境の向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため「第2期つがる市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の性格と役割

(1) 計画の根拠法令等

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、各市町村は、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める必要があります。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画です。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにするものです。

なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画が義務策定から任意策定に変更されたことを受け、本市では、「子ども子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとし、これまでの少子化対策と子育て支援への施策の方向性を持続・継続していくため、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に可能な限り引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

また、本計画の策定については、「第2次つがる市総合計画」をはじめ「第3次つがる市地域福祉計画」、「つがる市第3次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」などの関連する他の分野別計画との整合を図ります。

(3) 計画の対象

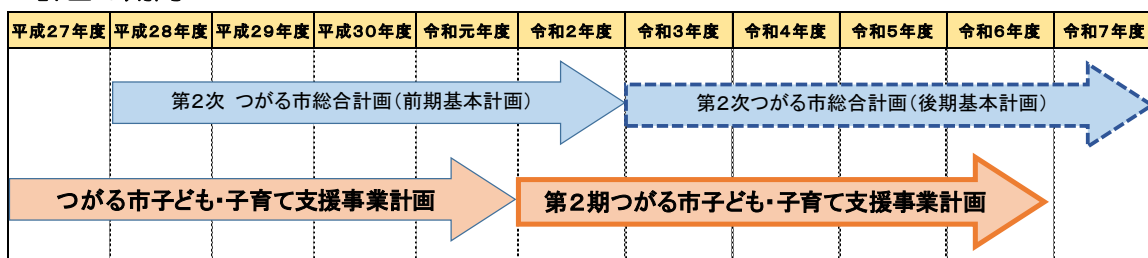
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前までの子どもを指します。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までを一期とした5年間の計画とします。

■計画の期間



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本市においては、「つがる市子ども・子育て会議」を設置し、福祉課が事務局を務める中で、委員が計画内容の検討・審議を行い、会議における意見の計画への反映を図りました。

(2) ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

区 分	対象者	調査方法	実施時期
(1)就学前児童調査	平成30年12月1日現在、本市在住の0～6歳児童の保護者	郵送配布・郵送回収	平成30年 12月6日～ 12月24日
(2)小学校児童調査	平成30年12月1日現在、本市在住の小学1～6年生の児童の保護者		

■配布・回収の状況

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
(1)就学前児童調査	400件	197件	49.3%
(2)小学校児童調査	200件	110件	55.5%

第2章

子ども・子育てを取り巻く環境

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

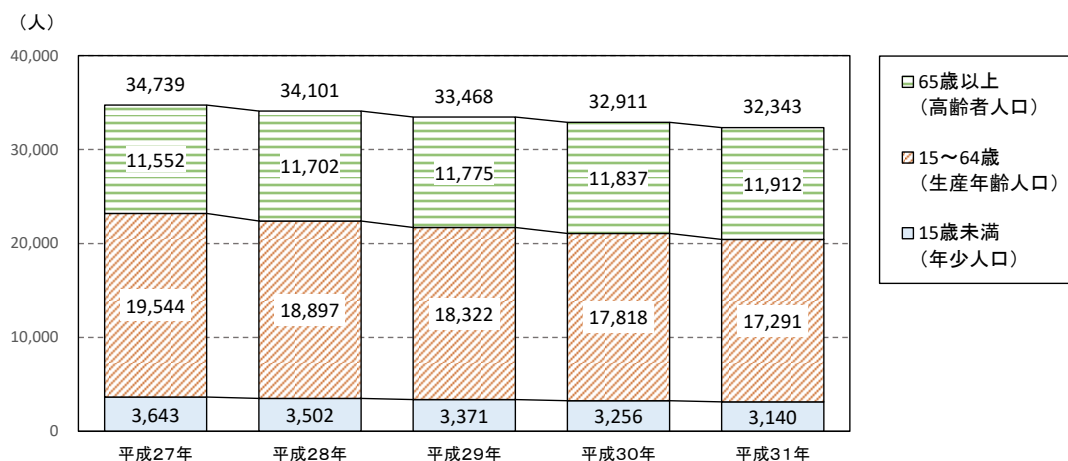
1 人口の状況

(1) 人口推移

本市の総人口は、平成31年3月31日現在で32,343人となっています。一貫して減少傾向にあり、平成27年と比較すると2,396人減少しています。

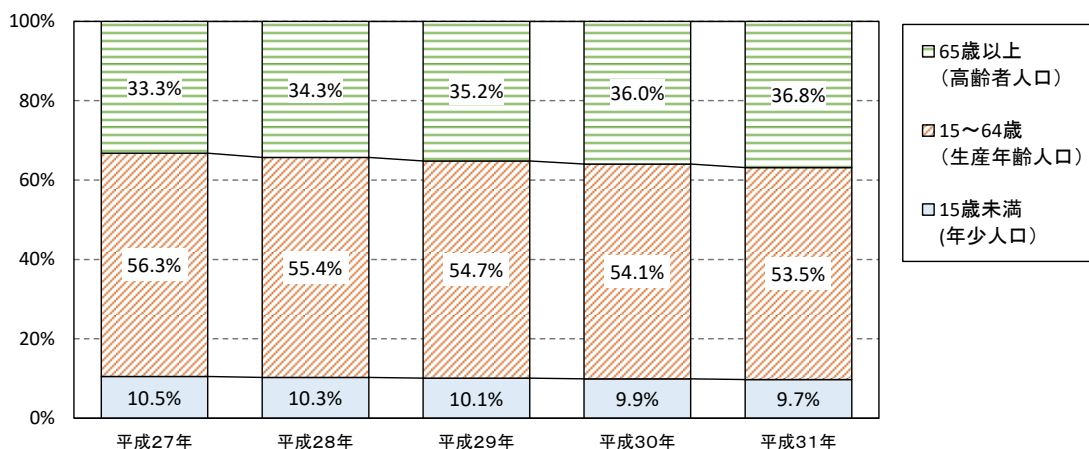
年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、年少人口は平成27年と比較すると、503人減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、本市においても少子高齢化が進んでいます。

■人口の推移



資料:住民基本台帳データ各年3月31日現在

■年齢3区分割合の推移



資料:住民基本台帳データ各年3月31日現在

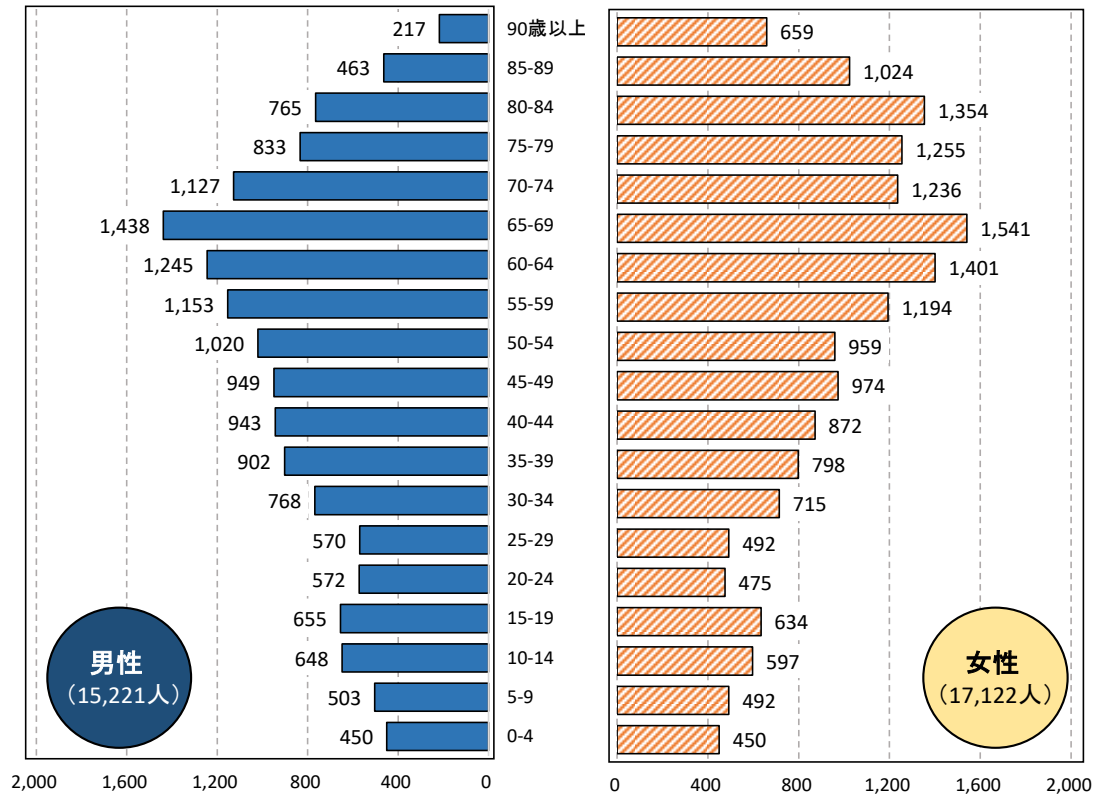
(2) 人口の構成

平成 31 年3月31日現在における人口ピラミッドをみると、年少人口が少ないことから将来の人口減少が予測されます。

20歳未満の各年齢層をみると、男女とも年齢が低くなるにしたがって、人口が減少する傾向となっています。

■人口構成

(人)

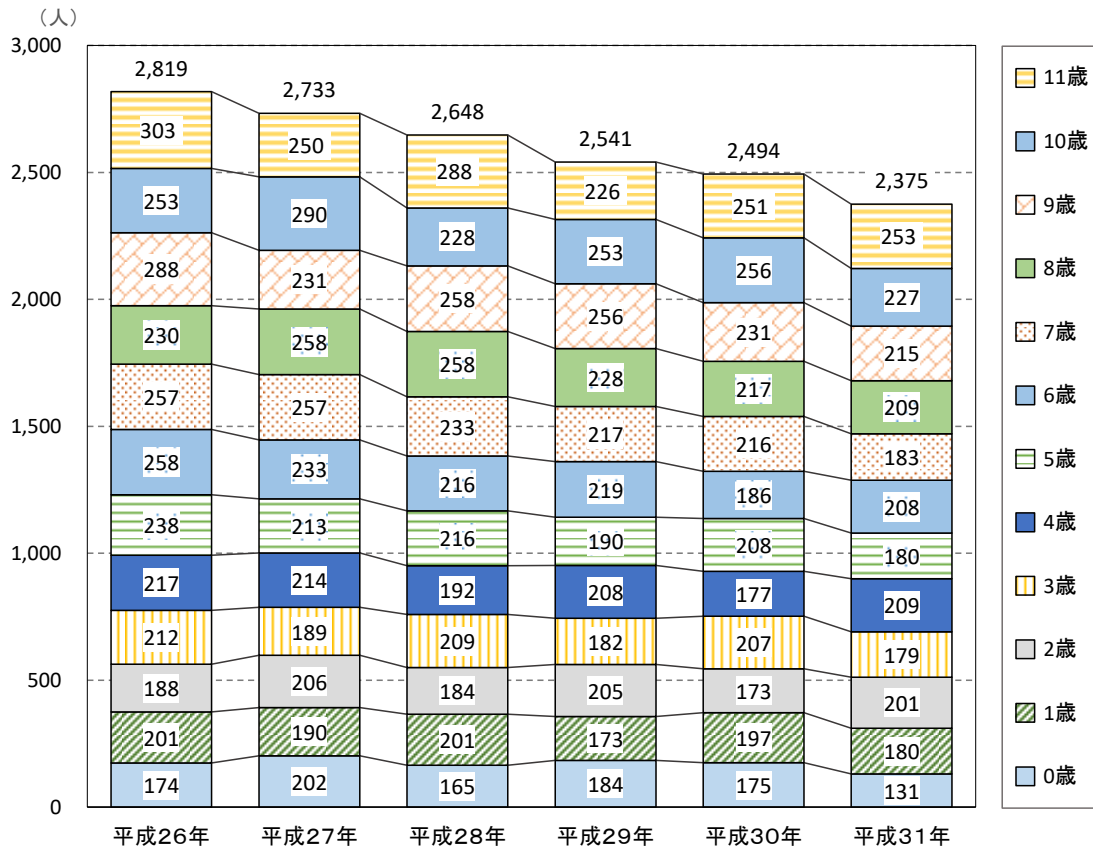


資料:住民基本台帳(平成31年3月31日現在)

(3) 児童人口の推移

0歳から11歳の児童人数は、平成26年の2,819人に対し、平成31年には2,375人と444人の減少となっています。

■児童人口の推移



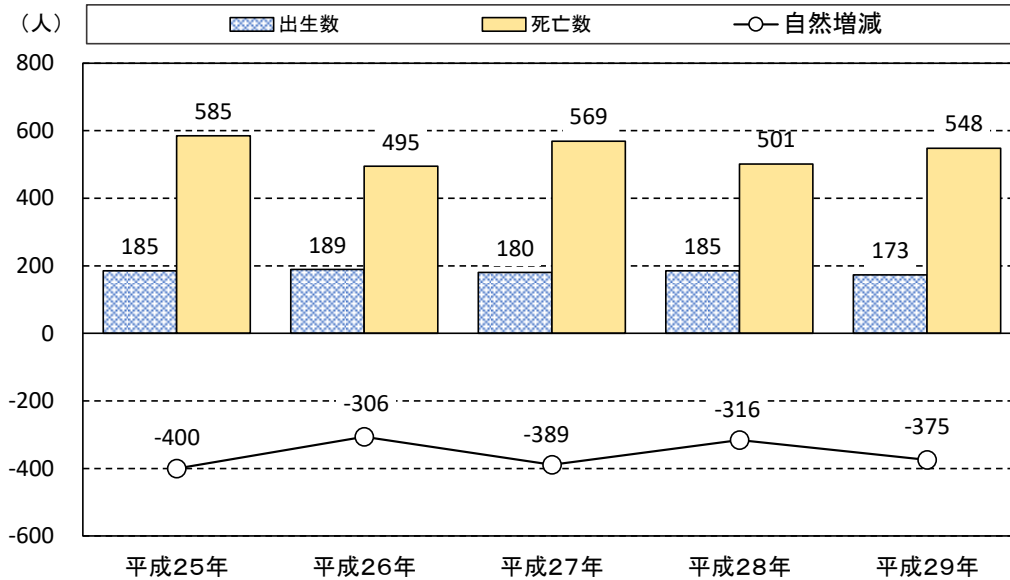
資料:住基データ(各年3月31日現在)

(4) 人口動態

①自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回り、自然動態はマイナスで推移し、平成29年はマイナス375人となっています。

■自然動態の推移

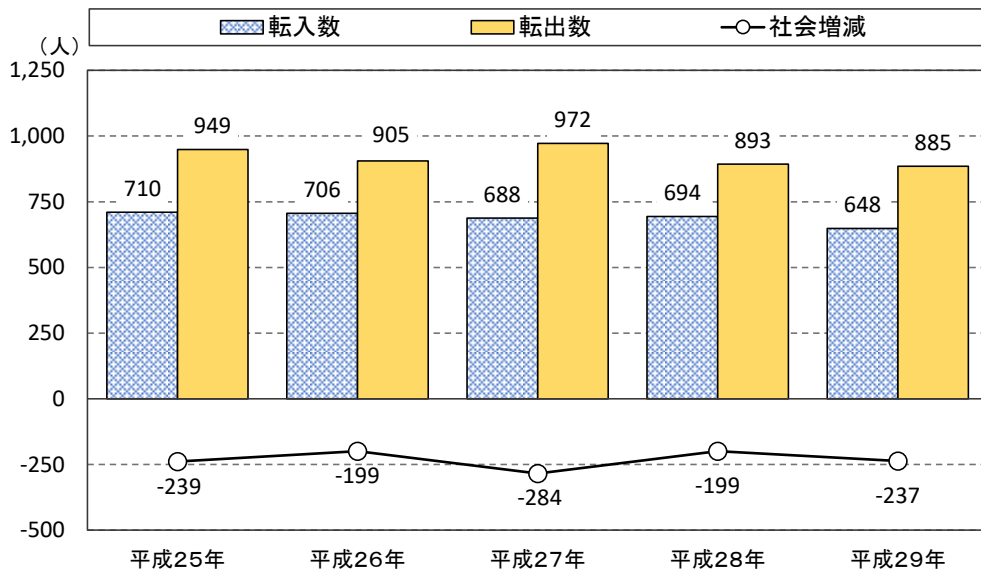


資料: 県人口動態統計(各年10月1日現在)

②社会動態

転入数と転出数の推移では、いずれの年も転出数が転入数を上回っており、社会動態はマイナスで推移し、平成29年はマイナス237人となっています。

■社会動態の推移



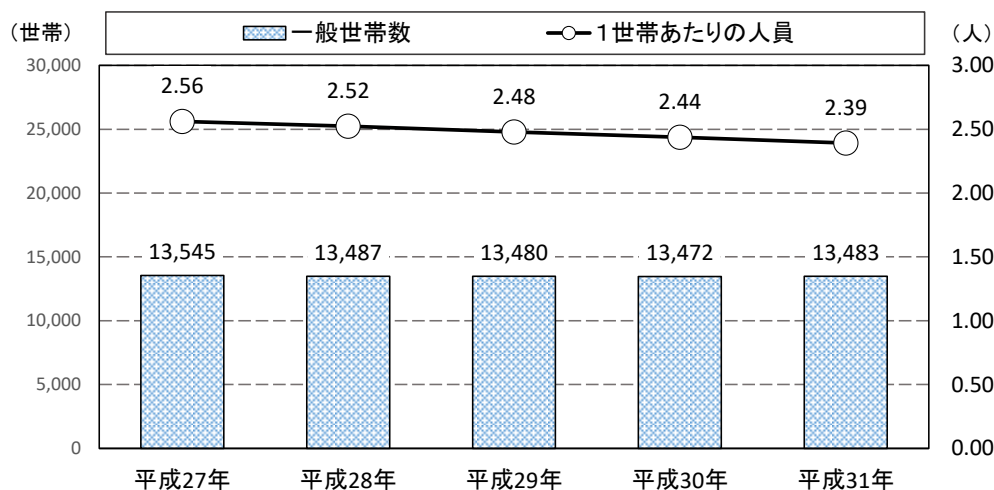
資料: 県人口動態統計(各年10月1日現在)

2 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

世帯数及び1世帯当たりの人員は、ともに減少傾向で推移しています。

■世帯数の推移



資料:市民課 統計情報

(2) 子どものいる世帯数の推移

子どものいる世帯数は、6歳未満、18歳未満ともに減少傾向となっています。
核家族世帯数、母子・父子家庭数は増加傾向で推移しています

■子どものいる世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
6歳未満親族のいる世帯				
世帯数 (世帯)	1,512	1,378	1,127	860
世帯人員 (人)	8,119	7,397	5,731	4,301
6歳未満の親族人員 (人)	2,003	1,817	1,454	1,112
18歳未満親族のいる世帯				
世帯数 (世帯)	4,147	3,666	3,153	2,599
世帯人員 (人)	21,603	18,795	15,362	12,291
18歳未満の親族人員 (人)	7,345	6,277	5,346	4,376

資料:国勢調査

■核家族世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族世帯 (世帯)	5,073	5,144	5,496	5,417
一般世帯に占める割合	44.3%	44.8%	48.1%	49.5%

資料：国勢調査

■母子・父子家庭の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
父子世帯 (世帯)	128	136	165	347
母子世帯 (世帯)	786	893	1,023	1,131

資料：国勢調査

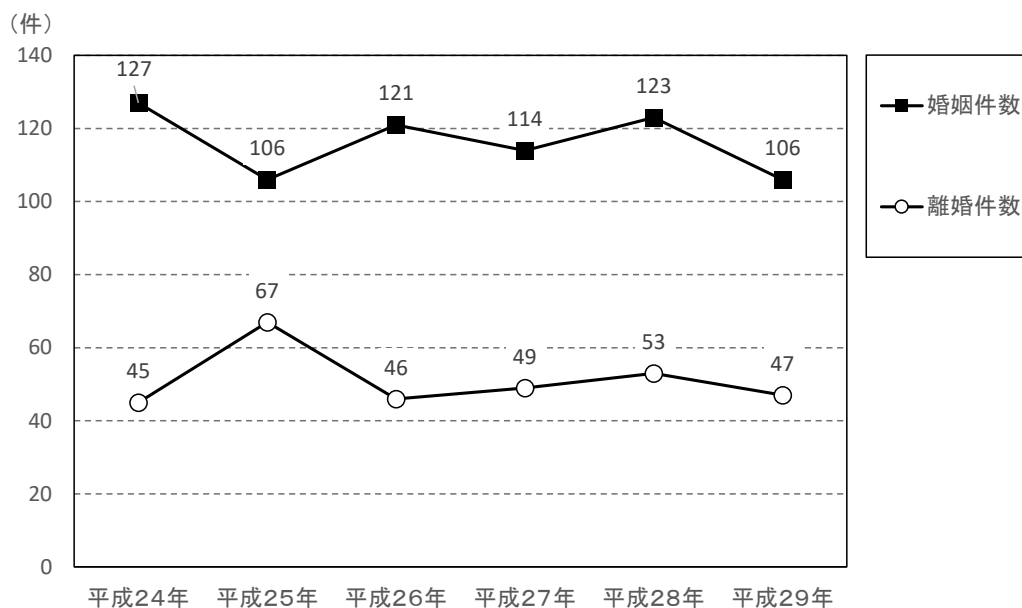
3 婚姻、出生等の状況

(1) 婚姻、離婚の状況

本市の婚姻件数は、年ごとに増減を繰り返す状況となっており、平成29年は106件となっています。

また、離婚件数は、平成26年から増加傾向でしたが、29年に減少となっています。

■婚姻、離婚件数の推移



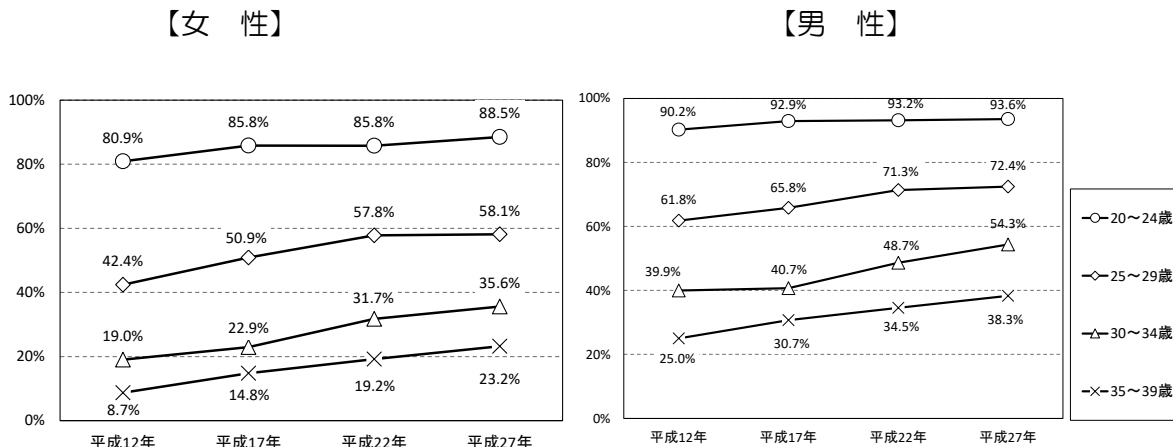
資料：県健康福祉部 人口動態統計

(2) 未婚率の推移

本市の女性の未婚率は、いずれの年齢階級において増加傾向で推移しています。

男性の未婚率も女性同様増加傾向で推移しており、女性と比較すると高い水準となっている状況です。

■未婚率の推移

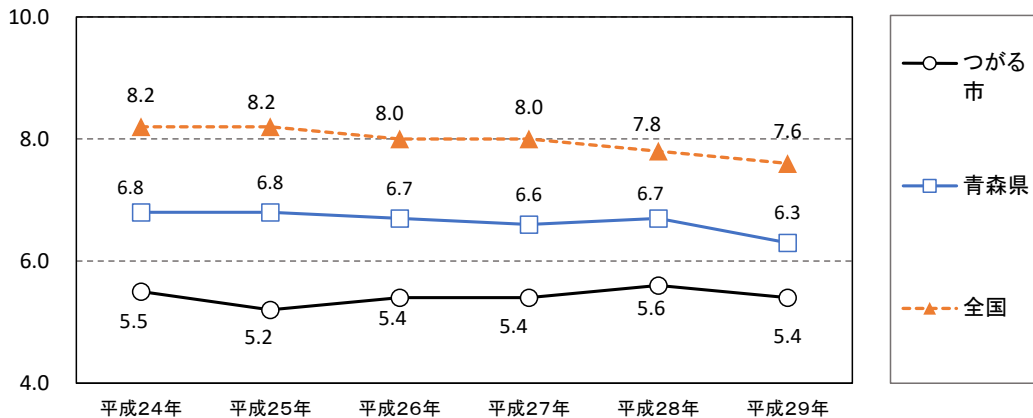


(3) 出生数

①出生率の推移

本市の出生率は、いずれの年においても国及び県の水準を下回って推移しており、平成29年は5.4となっています。

■出生率の推移



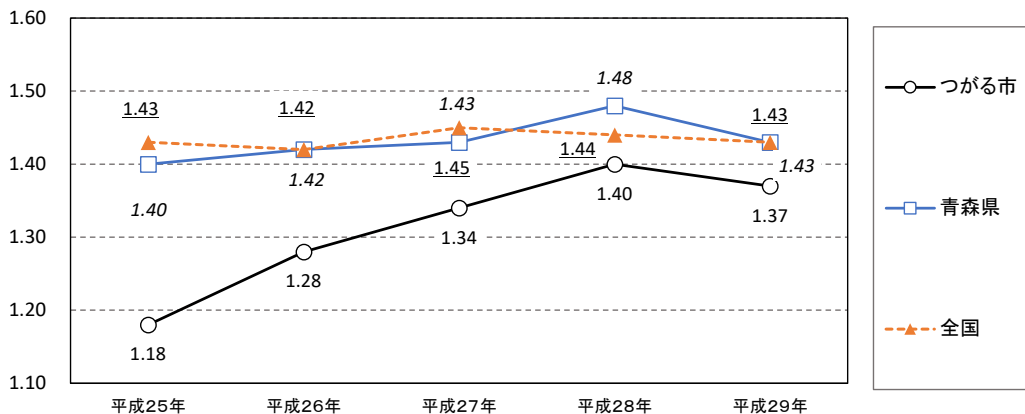
資料: 県健康福祉部 人口動態統計(確定数)各年 10月1日現在

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千対)

②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、いずれの年においても国及び県の水準を下回って推移しており、平成29年では1.37となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料: 県・全国は県人口動態統計、市は健康推進課

合計特殊出生率(期間合計特殊出生率)とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

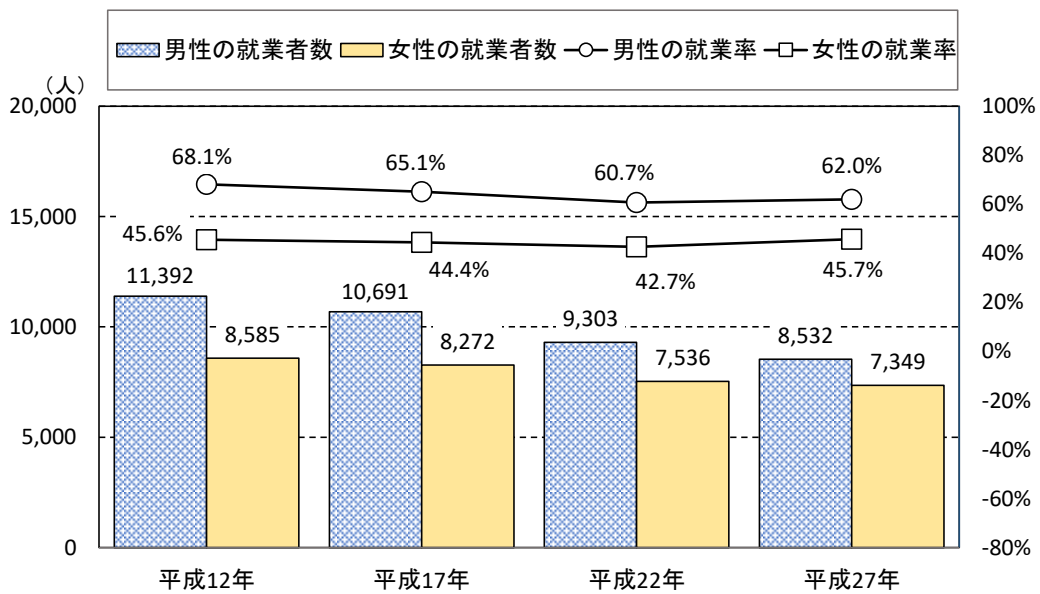
4 就業の状況

(1) 就業者数・就業率の推移

本市の就業者数は、男女ともに減少傾向となっています。

また、就業率については、平成27年に男女ともに増加となっています。

■男女別就業状況



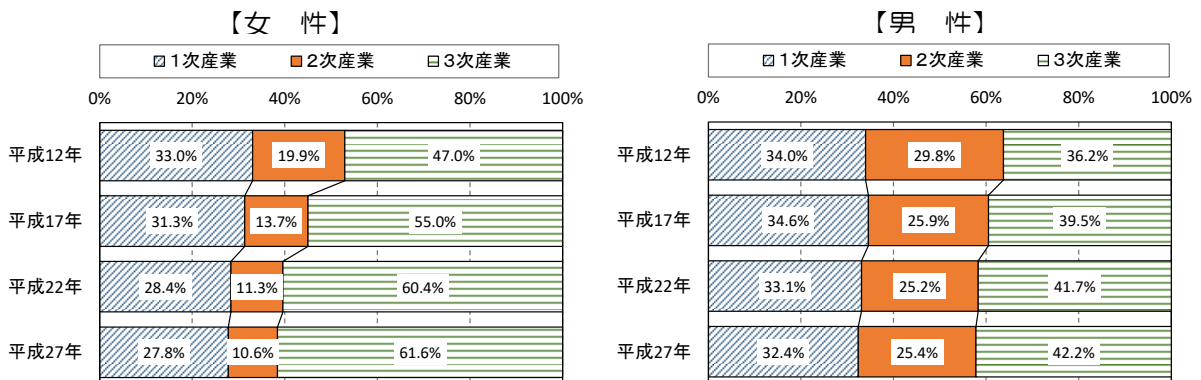
資料: 国勢調査

(2) 産業分類別就業状況

産業分類別に就業者数の構成比をみると、女性は第3次産業就業者の割合が増加傾向にあり、平成27年では61.6%を占めています。

男性についても同様に第3次就業者割合が増加傾向にあり、平成27年では42.2%となっています。

■産業分類別の就業者数の構成（男女）



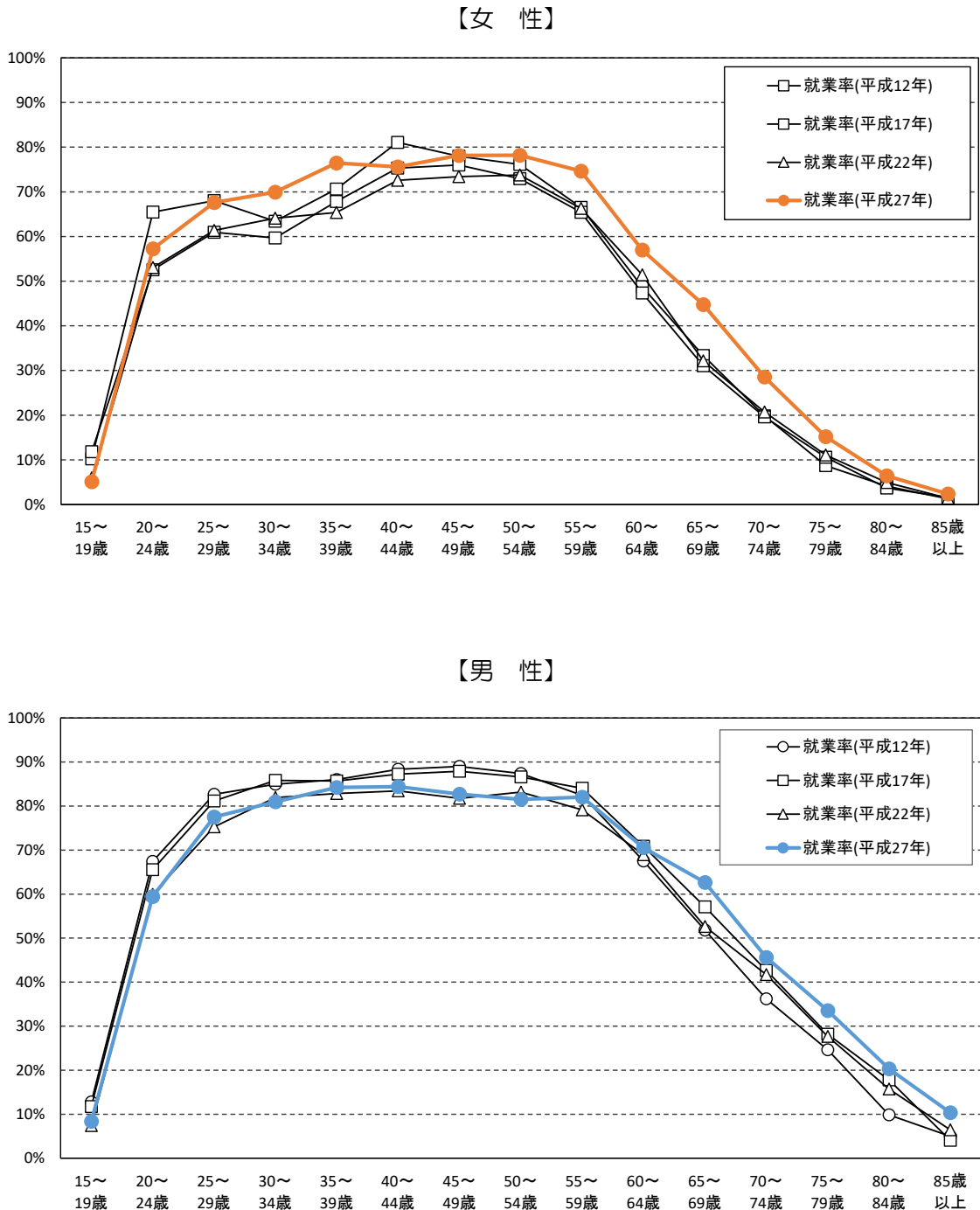
資料: 国勢調査

(3) 年齢別就業状況

平成 27 年の女性の就業率をみると、30 歳代、50 歳以上の年齢層で最も高くなっています。特に 50 歳以上が高くなっています。

男性については、60 歳未満の就業率は過去と比較して、特に高い状況となっていませんが、65 歳以上で就業率が高くなっています。

■ 年齢別就業率（男女）



資料: 国勢調査

5 教育・保育の状況

(1) 保育所・認定こども園の状況

認可保育所は市内に4か所、認定こども園が11か所あります。入所児童数は減少傾向にあり、平成31年4月1日現在では837人となっています。いずれの年においても定員の範囲内の入所状況となっており、本市においては平成31年4月1日現在、待機児童数はありません。

■市内の認可保育所及び認定こども園の利用状況

		平成26 年 度	平成27 年 度	平成28 年 度	平成29 年 度	平成30 年 度	平成31 年 度
保育所数	(か所)	14	13	6	4	4	4
	公 立	2	2	0	0	0	0
	私 立	12	11	6	4	4	4
認定こども園数	(か所)	0	3	9	11	11	11
	公 立	0	0	1	1	0	0
	私 立	0	3	8	10	11	11
定員	(人)	925	1,022	1,060	1,048	1,008	1,020
	1号	0	50	150	138	138	149
	2・3号	925	972	910	910	870	871
入所児童数	(人)	824	905	996	876	875	837
	1号	0	42	107	92	110	124
	2・3号	824	863	889	784	765	713

資料：福祉課 各年度4月1日現在

■各保育所・認定こども園の児童の在籍状況

(人)

		区分	定員 (人)	在籍児童数 (人)						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認定 こども 園	木造西幼稚園	1号	15	-	-	-	5	4	6	15
		2・3号	20	0	4	7	2	2	4	19
	かしわこども園	1号	15	-	-	-	6	5	3	14
		2・3号	120	5	19	18	24	27	19	112
	もりた保育園	1号	15	-	-	-	6	6	3	15
		2・3号	100	3	15	17	13	8	13	69
	木造北こども園	1号	5	-	-	-	1	4	1	6
		2・3号	48	1	7	6	4	3	1	22
	銀杏ヶ丘こども園	1号	10	-	-	-	5	3	2	10
		2・3号	65	1	8	19	6	23	6	63
	車力こども園	1号	15	-	-	-	2	3	2	7
		2・3号	55	4	9	5	9	10	8	45
	育実幼稚園	1号	24	-	-	-	5	9	4	18
		2・3号	48	2	14	15	11	13	9	64
	木造保育所	1号	15	-	-	-	3	6	4	13
		2・3号	70	1	9	14	7	5	11	47
かしわあっぷるこども園	1号	15	-	-	-	1	2	4	7	
	2・3号	40	1	9	12	7	10	12	51	
しげた保育園	1号	10	-	-	-	2	4	3	9	
	2・3号	60	2	10	10	5	10	9	46	
いなほ保育園	1号	10	-	-	-	5	1	4	10	
	2・3号	70	5	10	18	4	6	5	48	
保 育 所	館岡保育園	2・3号	30	0	3	2	3	3	3	14
	菰槌保育園	2・3号	50	3	7	6	3	9	10	38
	川除保育園	2・3号	45	0	3	6	7	7	8	31
	しばた保育園	2・3号	50	5	5	9	10	6	9	44
合 計		-	1020	33	132	164	156	189	163	837

資料：福祉課 入所状況一覧 平成31年4月1日現在

(2) 幼稚園の状況

幼稚園は市内に3か所ありましたが、平成27年度以降は認定こども園へ移行しました。

■市内幼稚園の状況の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園数 (か所)	3	0	0	0	0	0
在籍者数 (人)	77	-	-	-	-	-
男児 (人)	38	-	-	-	-	-
女児 (人)	39	-	-	-	-	-
教員数 (人)	14	-	-	-	-	-

資料：市教育委員会 各年度5月1日現在

(3) 児童館の利用者数の状況

児童館は市内に1か所あり、利用者は平成28年度以降増加傾向で移行しています。

■児童館の利用状況の推移

	利用者数				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ひなた児童会館 (人)	7,192	5,977	5,621	5,936	6,780

資料：主要な施策の効果及び予算執行の報告書 各年度3月末現在

(4) 子育て支援センター利用者数の状況

子育て支援センターは市内に2か所ありましたが、車力地区子育て支援センターが平成27年度で業務終了となっています。

利用者は平成28年度以降、年度により増減となっています。

■子育て支援センター利用状況の推移

	利用者数				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
木造地区子育て支援センター (人)	2,146	1,551	2,855	3,048	2,491
車力地区子育て支援センター (人)	956	890	-	-	-
合計 (人)	3,102	2,441	2,855	3,048	2,491

資料：主要な施策の効果及び予算執行の報告書 各年度3月末現在

(5) 放課後児童クラブ利用者数の状況

放課後児童クラブは市内に10か所あり、登録児童数はほぼ横ばいで推移しています。

■放課後児童クラブの利用状況の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数 (か所)	10	10	10	10	10
登録児童数 (人)	280	314	315	314	296
年間開所日数 (日)	293	294	294	295	289
総指導員数 (人)	37	37	37	37	38

資料：主要な施策の効果及び予算執行の報告書 各年度3月末現在

6 小学校・中学校の状況

(1) 小学校

本市では、市内の小学校は8校あり、在校児童数は減少傾向で推移しており、令和元年5月1日現在では1,279人となっています。

■小学校の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数 (校)	10	10	8	8	8
学級数 (学級)	83	83	70	69	67
単式	59	61	54	52	51
複式	6	5	2	2	2
特別支援	18	17	14	15	14
児童数 (人)	1493	1467	1384	1346	1279
男児	762	750	704	683	640
女児	731	717	680	663	639
教員数 (人)	145	140	121	121	119
職員数 (人)	42	54	46	45	54

資料：市教育委員会 各年度5月1日現在

(2) 中学校

本市では、市内の中学校は5校あり、在校児童数は減少傾向で推移しており、令和元年5月1日現在では752人となっています。

■中学校の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校数 (校)	5	5	5	5	5
学級数 (学級)	40	40	39	33	35
単式	31	29	29	25	25
複式	0	0	0	0	0
特別支援	9	11	10	8	10
児童数 (人)	899	841	821	748	752
男児	457	425	442	391	395
女児	442	416	379	357	357
教員数 (人)	90	91	88	81	84
職員数 (人)	34	36	36	41	36

資料：市教育委員会 各年度5月1日現在

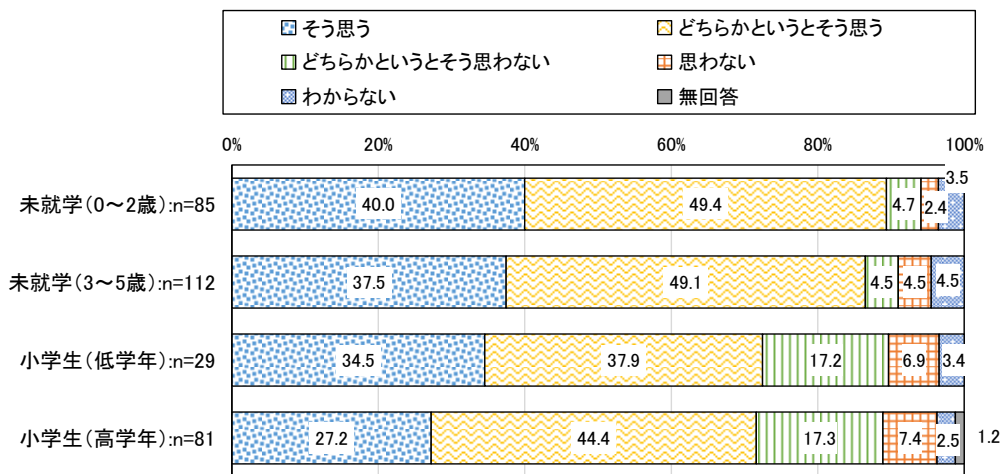
7 ニーズ調査の概要

(1) 子育てのしやすさについて

つがる市の地域における子育てのしやすさについて、全体では半数以上の回答者が「子育てしやすいと思う」「どちらかという子育てしやすいと思う」と回答しています。

子どもの年齢でみると、「子育てしやすい」割合は、0～2歳から小学校高学年へと、子どもの年齢が高くなるにつれて減少する傾向にあります。

また、「子育てしやすいと思わない」という回答は、0～2歳で7.1%に対して、小学校高学年では24.7%となっています。

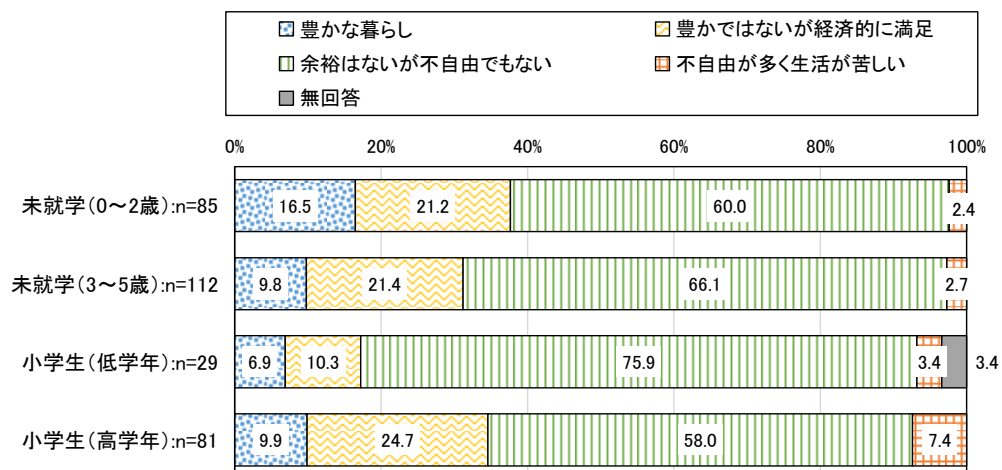


(2) 家庭の暮らしの状況について

家庭の暮らしの状況について、子どもの年齢が高くなるにつれて、「不自由が多く生活が苦しい」と回答する割合が大きくなっており、0～2歳で2.4%が、小学校高学年では7.4%となっています。

また、つがる市において最も多い暮らしは「経済的に余裕はないが不自由でもない」となっており、各年代の半数以上を占めています。

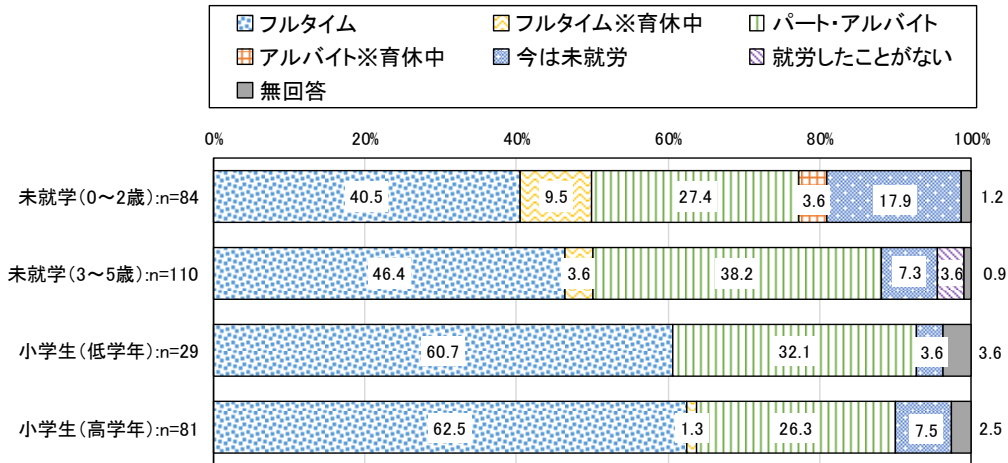
一方で、「豊かな暮らし」「経済的に満足」といった層は、全体の3～4割程度となっており、小学校低学年においてのみ、17.2%と他の年代を大きく下回っています。



(3) 母親の就労状況について

母親の就労状況について、「フルタイム」や「パート・アルバイト」といった何らかの就労についている割合は、0～2歳の母親で81.0%となっており、小学校高学年では90.1%に増加しています。

特に、「フルタイム」の就労率が、0～2歳で50.0%（育休も含む）が、小学校高学年では63.8%となっており、子どもの年齢が高くなるにつれて母親のフルタイム勤務が多い傾向となっています。

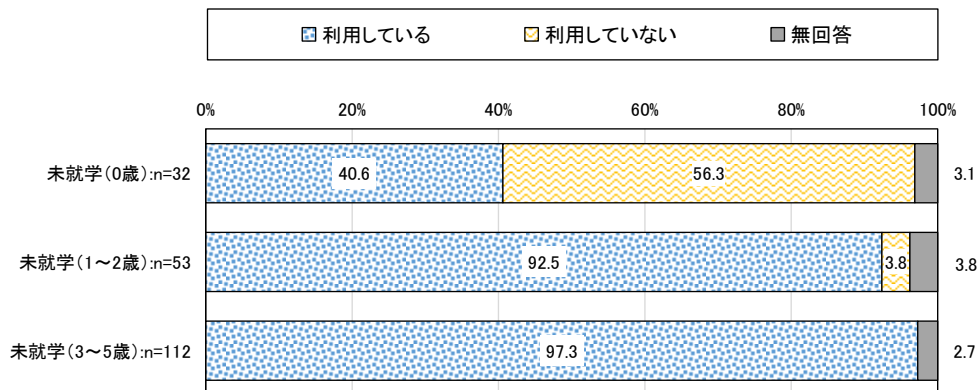


(4) 「教育・保育サービスの利用状況（年齢区分）」について

つがる市の地域における教育・保育サービスの利用状況について、つがる市では1歳以上のサービス利用が9割を超えており、高いサービス利用となっています。

また、0歳児のサービス利用率も40.6%となっており、半数近くの保護者が保育を必要としています。

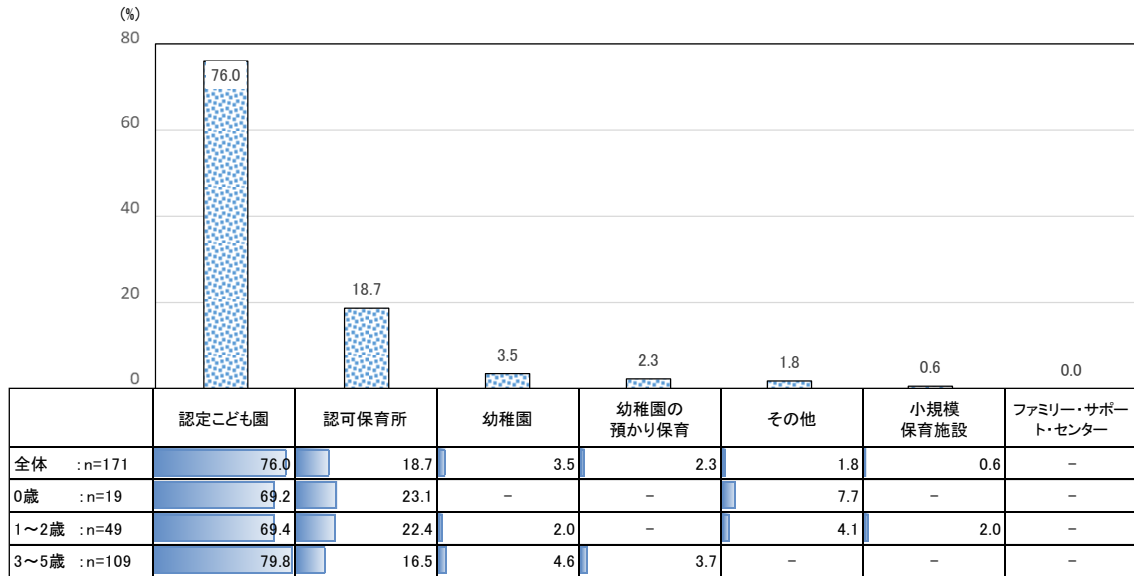
更に、3歳以上では「利用していない」という回答は得られず、無回答を除くと回答者の全員が教育・保育サービスを利用しています。



(5)「教育・保育サービスの利用状況（施設・サービス区分）」について

利用されている教育・保育サービスの中で、最も利用率が高いサービスは「認定こども園」となっており、サービス利用者全体の76.0%となっています。

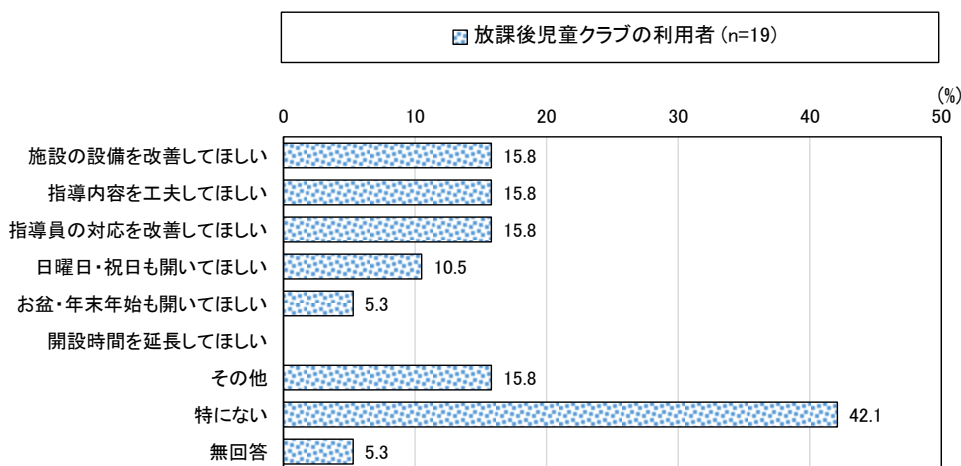
年齢別では、0歳児の保育サービスとしては、認定こども園が69.2%、認可保育所が23.1%となっています。また、1～2歳児でも同様の傾向となっていますが、3歳児以上となると、認定こども園の利用割合が79.8%となり、一方で認可保育所は16.5%となっています。



(6) 放課後児童クラブについて

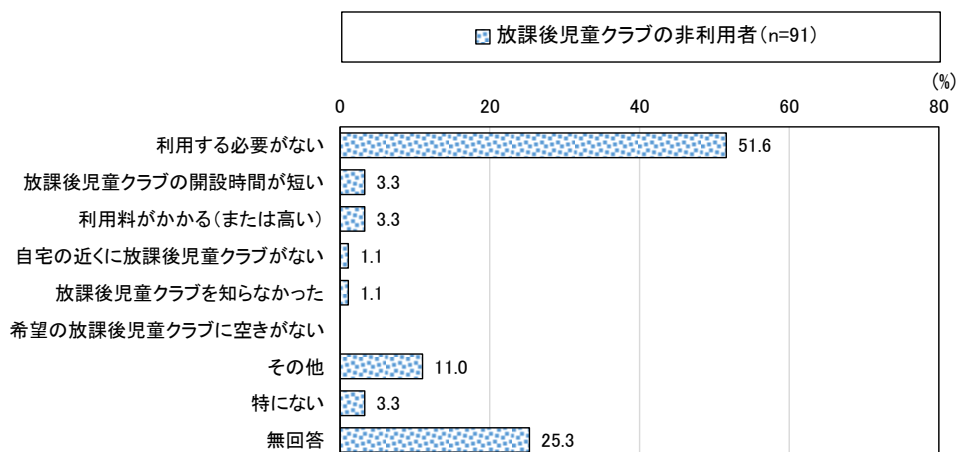
①改善要望

放課後児童クラブの利用者の改善要望としては、「施設の設備改善」「指導内容の工夫」「指導員の対応改善」が上位であげられています。半数近くが「特にない」と回答しています。



②利用していない理由

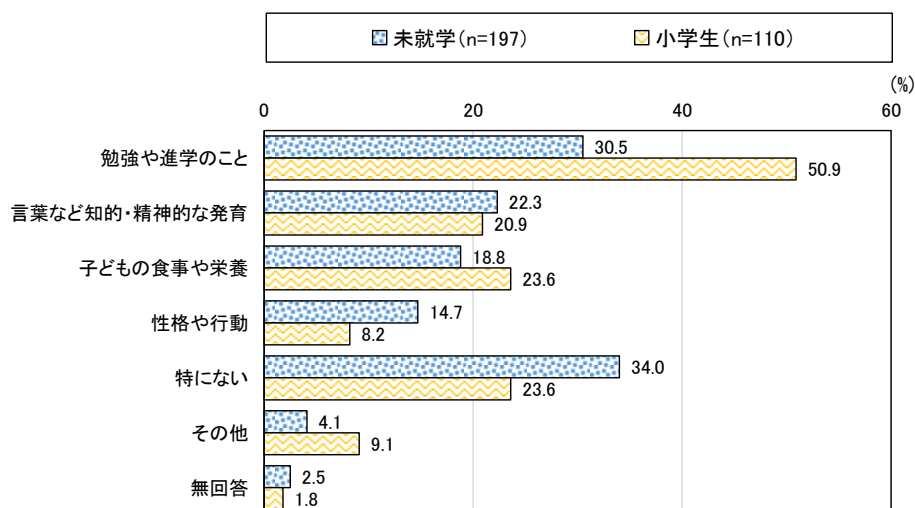
放課後児童クラブを利用していない理由としては、「利用する必要がない」が最も高く、半数を占めています。



(7) 子どものことに関する悩みについて

子どものことに関する悩みとしては、「勉強や進学」に関する悩みが最も高く、特に小学生では50.9%と半数を占めています。

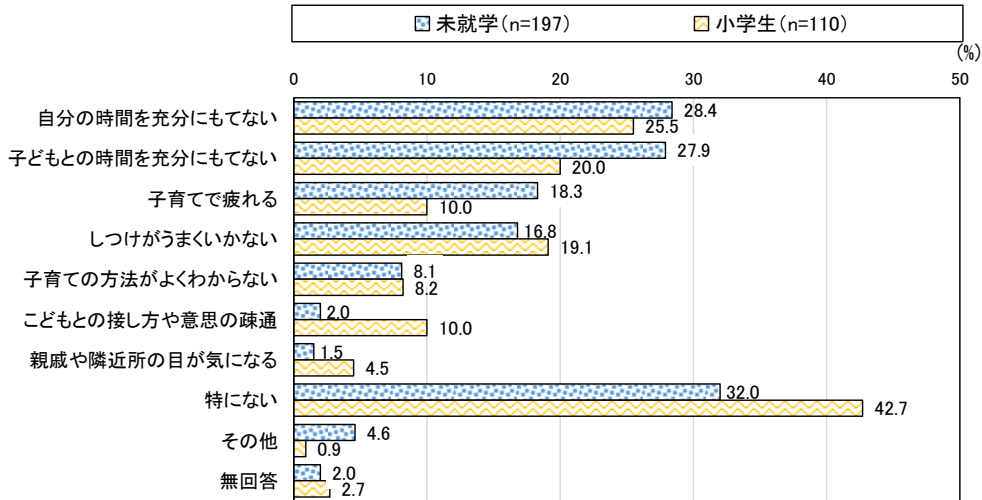
一方で、「特にない」の回答についても未就学で34.0%、小学生で23.6%となっています。



(8) 保護者自身に関する悩みについて

保護者自身に関する悩みとしては、「自分の時間」や「子どもとの時間」を充分にもてないことに関する悩みが最も高く、特に未就学ではそれぞれの約3割となっています。

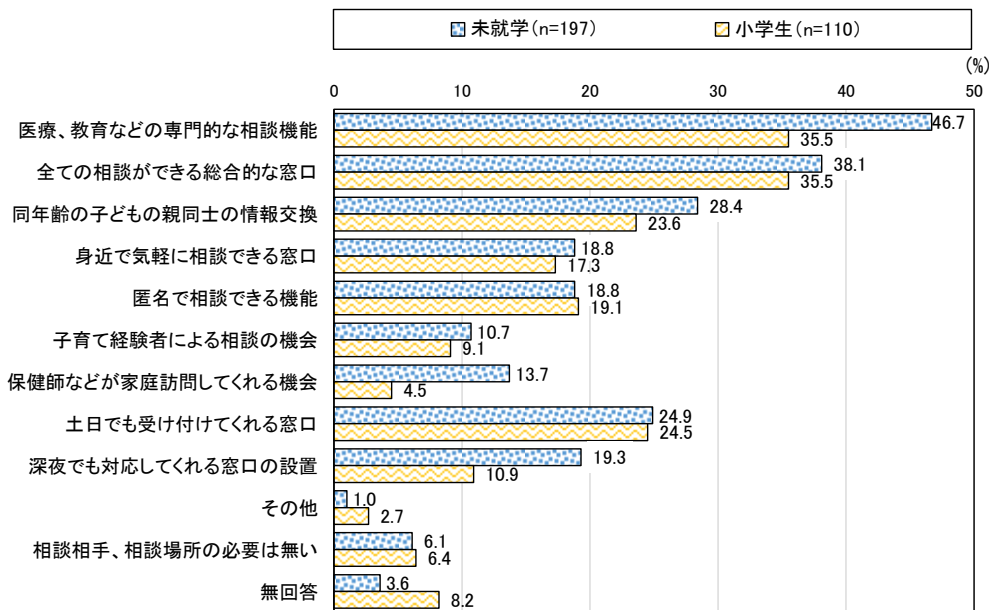
一方で、「特にない」の回答についても未就学で32.0%、小学生で42.7%となっています。



(9) 育児・子育てに関する相談先について

育児・子育てに関する相談先に必要なことについて、「医療、療育、教育などの専門的な相談窓口の充実」が最も高く、特に未就学では46.7%と半数近くを占めています。

次いで、「総合的な窓口」や「親同士の情報交換」といった要望が上位となっており、専門職による「専門的かつ総合的な窓口」へのニーズと、「保護者同士のつながり」へのニーズが高い結果となっています。



第3章

子ども・子育て支援事業計画の評価

第3章 子ども・子育て支援事業計画の評価

1 子ども・子育て支援事業計画の評価

地域子ども・子育て支援事業の評価

事業名	令和元年度 量の見込み 計画値	令和元年度実績 (見込)	評価	備考
① 利用者支援事業	1か所	—	D	令和2年度より子育て世代包括支援センターを開設し、事業実施予定
② 地域子育て支援拠点事業	4,505人	13,760人	A	
③ 妊婦健診事業	224人	165人	C	
④ 乳幼児家庭全戸訪問事業	159人	137人	C	
⑤ 養育支援訪問事業	5人	—	D	必要に応じて実施予定
⑥ 子育て短期支援事業	0人	—	D	//
⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミサポ事業)	0人	—	D	//
⑧ -1 一時預かり事業 (幼稚園二型)	8,025人	23,401人	A	
⑧ -2 一時預かり事業 (一般型)	148人	1,001人	A	
⑨ 延長保育事業 (時間外保育)	161人	352人	A	
⑩ 病児・病後児保育事業	530人	54人	D	
⑪ 放課後児童健全育成 (放課後クラブ)	380人	373人	B	
⑫ 実費徴収に係る補足給付 を行う事業	実施	—	D	必要に応じて実施予定
⑬ 多様な事業者の参入を促 進する事業	実施	—	D	//

評価 A：計画以上

C：計画の70%以上達成

B：計画通り

D：計画の70%未満達成

2 今後の課題

現状及びアンケートからの課題等について、基本目標別に以下に示します。

(1) 幼児期の教育・保育施設の充実に関して

- ◎0歳児の教育保育サービスの利用率が、1歳児以上の利用率の半分に止まっており、今後の利用率増加が見込まれることから、利用率増加に対応した施設の充実の検討が必要です。
- ◎核家族化が進む現在、「保護者として成長」するための知識や経験を継承することが難しくなっていることから、保護者の学習の場が必要です。
- ◎就労を希望する母親が増加しており、共働き世帯は今後も増加する見通しです。待機児童の解消や、多様な保育サービスの充実が求められています。

(2) 子ども・子育て支援施策の充実に関して

- ◎未就学児の育児・子育てに関する相談先では医療・教育などの専門的な相談機能が求められています。
- ◎子どもの年齢が高くなるにしたがって、母親の就業率も高くなっていることから、母親の就労の助けとなるサービスの充実が必要です。
- ◎放課後児童クラブについては、「施設の設備改善」、「指導内容の工夫」、「指導員の対応改善」の要望が上がっていることから検討が必要です。
- ◎共働き世帯の増加などの背景から、ニーズを踏まえた放課後児童クラブの拡充が必要です。
- ◎労働環境が十分でないため、結婚や出産をためらう状況があり、このため、保育サービスの一層の充実を図るとともに、男性も積極的に子育てできるような働き方の見直しや男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境の整備を推進する必要があります。

(3) 専門性の高い支援の充実に関して

- ◎各種支援事業を実施することにより、子育て世帯の孤立化を防ぐとともに、子育て相談の機会を設けるとともに、要保護児童の早期発見や児童虐待の未然防止等の取り組みが必要です。
- ◎相談内容に応じて相談事業相互が連携をとりあいながら、児童や保護者への支援につなげる仕組みが必要です。
- ◎子育て支援サービスのメニューも多くなりましたが、必ずしも必要な情報が必要な人に提供されていない現状があります。
- ◎今後、ホームページや「子育てメール相談」、令和2年度から運用を予定している「母子手帳アプリ」等の内容充実を図り、子育て情報がいつでもどこでも得られる体系づくりを構築する必要があります。

第4章

子ども・子育て支援の基本的な考え方

第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本的な視点

(1) すべての子どもの幸せの視点

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本とし、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 保護者の成長を支援する視点

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、保護者としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

(3) 地域全体での子育ての視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

2 計画の基本理念

～ すくすく子ども・わくわく子育て ～

子ども・親・地域が手をつなぎ
笑顔をはぐくむ 幸せいっぱい つがるっ子

本計画では「子ども・親・地域が手をつなぎ 笑顔をはぐくむ 幸せいっぱい つがるっ子」を基本理念とします。

すべての子どもたちは、その「いのち」を大切に育まれることで、健やかに成長し、一人ひとりが本来持っている力で輝きます。

その子どもたちを育む場所である家庭が笑顔であられ、保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じて、保護者自身も「保護者として成長」していけるような支援を行います。

そして、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、暮らしやすい、子育てしやすい環境を整えていきます。

子どもは社会の希望であり、未来です。

子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、一人ひとりの子どもや家族の幸せにつながることはもとより、将来の社会を育むことにつながります。子ども自身が輝き、子どもを育む家庭と地域とが笑顔であられることにより、未来の社会が輝きます。

多様化する社会や地域の状況を踏まえ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることを推進していきます。

3 計画の体系

計画における体系は以下の通りです。

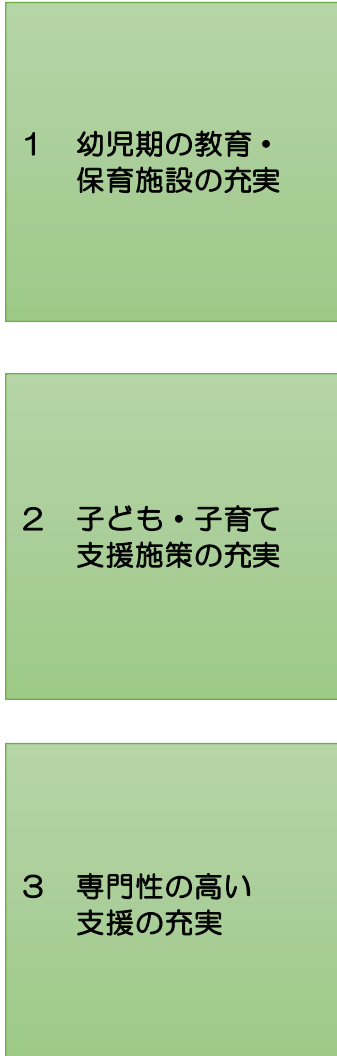
■基本理念

子ども・親・地域が手をつなぎ
笑顔をはぐくむ 幸せいっぱい つがるっ子

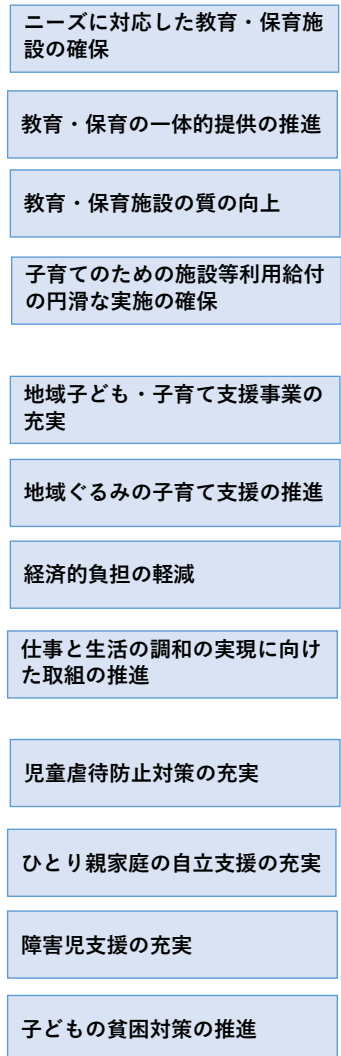
■基本的な視点



■基本目標



■基本施策



第5章

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

■制度の全体像

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	<p>●施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園 幼稚園 保育所 <p>●地域型保育給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模保育（利用定員6人以上 19人以下） 家庭的保育（利用定員5人以下） 居宅訪問型保育 事業所内保育 <p>●子どものための施設等利用給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園（未移行） 特別支援学校 預かり保育事業 認可外保育施設等 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健診 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業 放課後児童クラブ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	現金給付	

市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいきます。

2 教育・保育提供区域及び支給認定区分

(1) 教育・保育提供区域の考え方

本市の教育・保育施設の利用状況や設置状況、地理的状況等を踏まえ、利用者の利便性を確保しつつニーズに応じた柔軟な施設整備を推進するため、この計画においては、市全域を1つの提供区域とします。

※教育・保育提供区域とは
地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる単位。

(2) 支給認定区分

区 分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3～5歳	学校教育（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0歳、1～2歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園、 地域型保育

第6章

施策の展開

第6章 施策の展開

基本目標1 幼児期の教育・保育施設の確保

1-1 ニーズに対応した教育・保育施設の確保

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

① 1号認定（幼児期の教育）【3～5歳】

1号認定の満3歳～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分の教育ニーズについての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【量の見込みと確保の方策】

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	156	153	144	131	119
②確保の方策	156	165	165	165	165
認定こども園	156	165	165	165	165
幼稚園	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	12	21	34	46

② 2号認定（幼児期の保育）【3～5歳】

2号認定の3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分の保育ニーズについての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【量の見込みと確保の方策】

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	433	424	399	363	329
②確保の方策	512	492	492	492	492
認定こども園	404	447	447	447	447
保育所	108	45	45	45	45
過不足(②-①)	79	68	93	129	163

③ 3号認定【0～2歳】

3号認定の0歳児及び1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育のニーズについての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【量の見込みと確保の方策】

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	387	345	345	341	339
0歳児	89	95	91	85	80
1, 2歳児	298	299	284	268	254
②確保の方策	397	397	397	397	397
認定こども園	311	348	348	348	348
0歳児	68	80	80	80	80
1, 2歳児	243	268	268	268	268
保育所	67	30	30	30	30
0歳児	21	9	9	9	9
1, 2歳児	46	21	21	21	21
認可外	19	19	19	19	19
0歳児	3	3	3	3	3
1, 2歳児	16	16	16	16	16
過不足(②-①)	10	52	52	56	58

(2) 産休・産休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

○産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行います。

○産後の休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入が可能な体制整備について検討します。

1-2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園への移行

○認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や教育・保育利用の要望に応じ、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、管内の民間保育所の認定こども園への移行促進を図ることとします。

(2) 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進

○認定こども園、保育所、小学校の連携した取り組みを推進するための体制強化を図ります。
○教育・保育施設等を利用しない家庭も含めたすべての子どもの成長・発達の連続した支援に向け、地域子育て支援センターや母子保健活動等と認定こども園、保育所、小学校等との連携した取り組みを促進します。

1-3 教育・保育施設の質の向上

(1) 職員配置の充実

○子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員配置の改善に努めます。
○障害児など特別な配慮が必要な子どもが安全・安心して教育・保育等を利用できるよう、保育士加配の改善に努めます。

(2) 職員研修の充実

○各施設における職員研修の実施を促進するとともに、関係機関・団体等が実施する外部研修への積極的な参加の働きかけを行います。

(3) 安全・快適な施設・設備の整備

○子どもの安全・安心を守るため、計画的な施設・設備の更新を行います。

(4) 地域の子育て支援機能の強化

○地域の子育て支援機能を担う拠点の一つとして、教育・保育施設等において、子育て家庭同士や地域住民との交流の場の充実や育児不安の解消等に向けた取り組みを促進します。

1-4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

基本目標2 子ども・子育て支援の充実

2-1 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
------	-----------------------------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
------	----------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	2,196	2,167	2,138	2,109	2,109
確保の方策（人）	2,196	2,167	2,138	2,109	2,109

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
------	-------------------------------------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	160	159	158	158	158
確保の方策（人）	160	159	158	158	158

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
------	-----------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	135	134	133	133	133
確保の方策(人)	135	134	133	133	133

(5) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その自宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
------	---------------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

今後、必要に応じて実施することとします。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

事業概要	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業
------	------------------------------------------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

今後、必要に応じて実施することとします。

(7) 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
------	----------------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

今後、必要に応じて実施することとします。

(8) ファミリー・サポート・センター

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
------	--------------------------------------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

今後、必要に応じて実施することとします。

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園在園児対象の一時預かり（幼稚園型）

事業概要	認定こども園、幼稚園において、通常の教育時間が終了した後、家庭における保育が一時的に困難となった幼児について一時的に預かる事業
------	-----------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	17,488	17,152	16,459	15,909	15,886
確保の方策（人）	17,488	17,152	16,459	15,909	15,886

②「①」以外の一時的預かり（一般型）

事業概要	一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）					
一時預かり事業 （在園児対象が大概）（人）	1,214	1,101	1,098	1,085	1,080
確保の方策（人）	1,214	1,101	1,098	1,085	1,080

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、集会施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
------	------------------------------------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	352	363	349	359	355
【低学年】	301	315	302	314	308
【高学年】	51	48	47	45	47
確保の方策（人）	352	363	349	359	355

(11) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
------	-------------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	404	387	400	391	392
確保の方策(人)	404	387	400	391	392

(12) 病児保育事業

事業概要	<p>○病児対応型：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>○病後児対応型：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>○体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【量の見込みと確保の方策】(つがる市では病後児対応型を行っています)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	50	50	50	50	50
病児保育事業(人)	50	50	50	50	50

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
------	------------------------------------------------------------------------------------------------

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【量の見込みと確保の方策】

今後、必要に応じて実施することとします。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
------	-----------------------------------------------------------------------------

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究など、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

【量の見込みと確保の方策】

今後、必要に応じて実施することとします。

2-2 地域ぐるみの子育て支援の推進

(1) 相談体制・情報提供の充実

- 子育てについての悩みや不安、育児方法等について、気軽に相談できる場の充実に努めます。
- 個々の家庭状況にあった必要な情報が必要なときに提供されるよう、さまざまな機会を通じて情報提供を行うとともに、最新の情報を提供できるしくみの整備・充実に努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
01	地域子育て支援センター事業	地域の子育て家庭の育児不安に対する相談・指導や子育てサークル支援等を行います。	子育て支援センター
02	子育てサロン	遊びを通して子ども達の健全な成長発達を促すとともに、親の仲間づくりの場を提供します。	子育て支援センター
03	地区民生委員・児童委員家庭訪問	地区民生委員・児童委員が地域の子育て家庭を訪問し、相談の実施及び福祉ニーズの把握に努めます。	福祉課
04	各種相談・教室等における託児サービスの実施	子どもを持つ親向けの各種相談事業や教室・講演会等において、地域のボランティア等を活用しながら託児サービスを実施し、参加を促します。	子育て支援センター
05	広報誌等への掲載	子育て支援に関するさまざまな情報を広報誌やホームページ、各種チラシ等によりきめ細かく提供します。	福祉課 子育て支援センター
06	利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	健康推進課
07	子育て広場	4ヶ月から1歳未満の子どもを持つ親子が月1回集まり、交流や子育てについての支援等を行います。	健康推進課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

○子育て中の親子が仲間と一緒に楽しく子育てできるよう、気軽に交流できる場や機会の充実を図ります。

○きめ細かな子育て支援に向け、子育てボランティア活動支援の充実と子育て支援活動のネットワークづくりを促進します。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
08	子育てサークル育成支援	地域の子育てサークルに対して助言指導を行うとともに、活動の拠点を提供します。また、活動紹介等により参加促進を図ります。	子育て支援センター
09	子育てハンドブックの配布	子育て関連施設や子育て応援マップ等を掲載し、つがる市の子育て情報をわかり易くまとめた冊子を配布します。	健康推進課
10	子育てボランティアの活動支援	子育てボランティアに関する情報提供や活動団体等に対する助言・指導等を行います。	子育て支援センター
11	子育て支援関係者交流会の開催	子育て支援の関係者等による意見交換・交流の場をつくりまします。	子育て支援センター

(3) 子どもの居場所の確保

○小学校区ごとに子どもが安全・安心して過ごすことのできる放課後の居場所の整備・充実に努めます。

○地域資源を活用し、また地域住民の協力を得ながら、子どもたちが学校や地域の中でさまざまな体験や学習をする機会の充実に努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
12	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	昼間保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。	福祉課
13	児童館運営	子どもに健全な遊びの場を提供する児童館の運営を行います。	福祉課
14	地域クラブ活動支援	地域の自主的なスポーツ活動や文化活動を行う団体を支援し、子どもの地域における居場所の確保を図ります。	社会教育文化課

2-3 経済的負担の軽減

○教育・保育や医療等、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、また、経済的な理由により必要な教育・保育その他子どもの健やかな成長に必要なことが受けられないことがないように国・県が行う各種制度の適正な実施を行うとともに、対象範囲の拡大など市独自の経済的支援の充実に努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
15	各種手当等の支給	各種手当等について、国・県の制度に準じて支給します。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 	福祉課
16	就学援助・奨学金等	経済的な理由で就学が困難な家庭や生徒に対し経済的支援を行い、就学機会の確保を図ります。	教育総務課
17	子ども医療費助成	子どもが安心して医療にかかることができるよう、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成します。	福祉課

2-4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

(1) 働き方の見直しの促進

○子どもの幸せを第一とし、性別にかかわらず仕事と生活が調和されたその人らしい暮らし方が実現できるよう、子育て家庭をはじめ、市民や事業者に対する啓発や情報提供等を行います。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
18	男女共同参画に対する意識啓発	男女共同参画プランに基づき、各種フォーラムや講座等の実施により、男女がともに支え合って子育てや家事を行っていくことへの意識醸成と実践を促進します。	企画調整課 関係各課
19	多様な就業形態についての啓発	家庭や子育てに比重を置いた働き方や実践例の紹介等により、多様な働き方の普及啓発を行います。	商工観光課
20	男女雇用機会均等法等関係法の周知	就労に関する法令を周知し、働き方の見直しの実践と企業等への働きかけを促進します。	企画調整課 商工観光課
21	育児休業・短時間勤務制度の周知及び利用促進	国や県と連携し、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図ります。	商工観光課 福祉課
22	一般事業主行動計画策定促進	次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てしやすい職場環境づくりを目指し、企業が策定する一般事業主行動計画の策定を促進します。	商工観光課 福祉課

(2) 仕事と子育ての両立に向けた保育サービスの充実

○希望する仕事と子育ての両立が実現できるよう、多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実を図ります。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
23	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。	福祉課
24	一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園において、登園前・降園後、土曜日、長期休業期間に、常時保護者が就労などのため、保育の必要性がある園児を預かります。	福祉課
25	病後児保育事業	病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもや保育中に発熱するなど体調不良となった子どもを一時的に預かる事業です。	福祉課
26	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。	福祉課

基本目標3 専門性の高い支援の充実

3-1 児童虐待防止対策の充実

(1) 虐待の発生予防

○子育てサークルや地域活動への参加を進めるなど、子育て親子同士や地域住民との交流を促進し、子育て家庭のストレス発散や孤立防止を図ります。

○育児不安を抱え、何らかの支援を必要としている家庭について、地区活動や母子保健活動等を通じて把握し、保護者への助言・指導につなげます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
27	地域子育て支援センター事業（再掲）	地域の子育て家庭の育児不安に対する相談・指導や子育てサークル支援等を行います。	子育て支援センター
28	子育てサロン（再掲）	遊びを通して子ども達の健全な成長発達を促すとともに、親の仲間づくりの場を提供します。	子育て支援センター
29	地区民生委員・児童委員家庭訪問（再掲）	地区民生委員・児童委員が地域の子育て家庭を訪問し、相談の実施及び福祉ニーズの把握に努めます。	福祉課
30	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行います。	健康推進課
31	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した育児上支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携のもと、保健師等による家庭訪問を実施し、育児養育状況の改善や育児不安の軽減につなげます。	健康推進課
32	一時預かり事業（一般型）	保護者がリフレッシュすること等を目的として、保育所等で一時的に子どもを預かります。	福祉課

(2) 虐待の早期発見・早期対応の推進

○保健・医療・福祉・教育関係者など子どもと関わりが深い関係機関の職員や地域住民の児童虐待に対する知識や理解を深めるための取り組みを推進し、早期発見・早期対応につなげます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
33	関係機関職員の研修参加促進	要保護児童対策地域協議会等において、児童虐待に関する研修等を実施します。また、関係機関職員を対象とした研修の開催及び外部研修等への参加促進を図ります。	福祉課
34	児童虐待に関する広報・啓発	保護者をはじめ、市民の児童虐待に対する理解促進を図るとともに、正しい知識や的確な対応方法の習得促進を図ります。	福祉課
35	児童虐待防止法の周知	虐待の疑いがある場合に通報義務を規定している児童虐待防止法について、広報誌などを活用し周知を図ります。	福祉課
36	子どもへの暴力防止プログラムの実施	子どもを対象に、自らが虐待・誘拐・いじめ等から身を守る意識を養うことを目的とした講座を実施します。	福祉課 教育総務課

(3) 関連機関との連携強化

○保健、福祉、医療、教育等の各分野における関係機関の連携を強化し、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応など適切な対応が取れる体制の強化を図ります。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
37	要保護児童対策地域協議会（子どもの幸せ推進協議会）	虐待発生の予防と虐待から子どもを守るための支援体制を整備し、関係機関との連絡調整及び必要な支援内容について協議します。	福祉課

3-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 子育て・生活支援の充実

○ひとり親家庭が安心して子育てしながら生活できるよう、生活支援や経済的負担の軽減を図るための支援の充実に努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
38	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就職活動や疾病など一時的に保育や家事援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	福祉課
39	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の実情を把握し、それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う母子自立支援員を設置します。	福祉課

(2) 各種制度・相談窓口の周知

○国・県や関係機関等が実施する、ひとり親家庭を支援するための各種制度や相談窓口の周知を図ります。

3-3 障害児支援の充実

(1) 障害の早期発見及び早期療育の推進

- 妊婦健診や乳幼児健診の受診を勧奨し、障害の原因となる疾病・事故の予防及び早期発見につなげます。
- 保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行い、子どもの状況に応じた適切な子育てや、将来を見据えた早期療育の促進を図ります。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
40	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	健康推進課
41	乳幼児健康診査 (乳児・1歳6か月児・3歳児)	子どもの異常の早期発見、早期対応及び育児不安の解消の場として実施します。	健康推進課
42	5歳児発達相談	発達に何らかの不安や悩みがある子どもの保護者の育児負担の軽減と適切な療育による子どもの心身の発達を促すとともに、就学後の不適應や不登校等の二次障害の予防を図ります。	健康推進課

(2) 障害のある子どもに対する教育・保育の充実

- 保育所や幼稚園、学校等において、障害のある子どもの受入れを拡充できる体制を強化し、集団生活のなかで健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
43	障害児保育事業	心身に障害を有する児童の受入れを促進します。また、保育士の資質向上を図りつつ、特別な配慮や支援が必要な子どもが園でともに楽しく過ごせる体制の確保に努めます。	福祉課
44	教育・保育施設、学校職員研修促進	幼稚園教諭・保育士や放課後児童クラブの指導員、学校教員・職員等を対象に、障害に対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。	福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
45	保育所等訪問支援事業	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。	福祉課
46	就学指導委員会	障害や疾病をかかえる児童に対して、専門的な立場から調査・審議を行い、必要な助言や指導を行います。	指導課
47	特別支援教育相談事業	個別の特別な支援を必要としている幼児児童生徒の保護者の相談に対し、専門性の高い相談員が適切な助言指導を行います。	指導課
48	学校教育活動支援員（スクールサポーター）の配置	特別な支援を必要とする児童生徒指導の補助員として、学校教育活動支援員（スクールサポーター）を配置します。	教育総務課

（3）障害福祉サービス等の充実

○障害児に対する福祉サービスを提供する事業者の確保・充実を図り、一人ひとりの障害の状況に応じた支援を行うことにより、地域でいきいきと生活し、成長することができる環境づくりに努めます

【主な実施事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
49	児童発達支援事業	就学前の障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、一人一人の状況に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。	福祉課
50	放課後等デイサービス	学校に通学する障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	福祉課
51	障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	福祉課

3-4 子どもの貧困対策の推進

- 貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある家庭に対し早期発見に努め、各種制度に結びつけていく相談体制の充実を図ります。
- 子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣を学べる、子どもたちの居場所づくりの整備を推進します。
- すべての子どもの乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供を推進します。

第7章

計画の推進

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係各課の連携した取組の推進

本計画は、保健・福祉・教育などさまざまな分野が実施する事業が関連していることから、推進にあたっては、庁内の関係各課間での連携・調整を行いながら、総合的で効果的な施策展開を図ることとします。

(2) 県・近隣自治体・関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に推進していくためには、市や市関係機関のみならず、県や県が設置する各種機関、近隣自治体等との連携・協力が必要です。各関係機関との連携を密にし、多様なニーズや専門的な支援に対応したきめ細かな施策の実施を推進します。

(3) 市民や地域との連携及び推進体制の整備

地域が一体となって子育てを支援するためには、市民や地域で活動する各種団体などが本計画について理解し、相互に連携し協力する必要があります。市民が主体的に活動できるよう、また、団体同士がそれぞれ連携を深められる体制の充実を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

(1) PDCAサイクルによる評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、教育・保育施設等の利用者の視点に立ち、個別事業単位及び個別事業を束ねた施策単位で点検・評価を行い、PDCAサイクル（計画—実施—評価—改善）による施策・事業の推進を図ります。

(2) 計画の進捗管理・達成状況の公表

本計画で示した事業の実施状況や達成状況を「つがる市子ども・子育て会議」に報告し、評価を行います。また、広報紙やホームページ等を通じて年度ごとに公表します。

資料編

資料編

1 つがる市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 18 日条例第 48 号

つがる市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、つがる市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援等に必要事項に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験者のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において最初に任命される子ども・子育て会議委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年つがる市条例第36号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 つがる市子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和2年1月28日から令和4年1月21日まで

関係機関名	氏名	備考
民生委員児童委員代表	佐々木 正日公	会長
主任児童委員代表	齊 藤 裕	
つがる市連合PTA会長	古 坂 隆 志	
つがる市自治会連合会	白 戸 英 行	
育実幼稚園園長	平 田 昌 子	副会長
つがる市民間保育所連合会代表	倉 内 泰 雄	
放課後児童クラブ指導員	鎌 田 美保子	
つがる市教育委員会	梅 津 知 己	
健康推進課保健師	下 山 裕 子	
木造地域子育て支援センター	小 寺 裕 子	

第2期つがる市子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

発行 つがる市

編集 福祉部 福祉課

〒038-3192

青森県つがる市木造若緑61の1

TEL 0173 (42) 2111 (代表)

FAX 0173 (42) 4546

ホームページ

<https://www.city.tsugaru.aomori.jp/>